

新座市告示103号

新座市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

新座市長 並 木 傑

新座市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、新座市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出（以下「届出」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2人（その一方又は双方が、性自認が戸籍上の性別と異なる場合又は性的指向が異性のみではない場合に限る。）の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップを形成する2人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを形成する2人の一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者をいう。次条第2項及び第4条第1項第3号において同じ。）が家族として協力し合う関係をいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップに係る届出をすることができる者は、パートナーシップを形成する2人であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出の日において、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日後3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が届出の日後3か月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下この号において同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった場合は、この限りでない。

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと又は届出をしようとする者以外にパートナーシップ若しくはそれに類する関係にある者がいないこと。

2 ファミリーシップに係る届出をすることができる者は、次条の規定によりパートナーシップに係る届出をした者であって、ファミリーシップ対象者とファミリーシップを形成しているものとする。

（届出の方法）

第4条 届出をしようとする者は、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）（前条第1項第2号イ又はウに該当する者にあつては、その事実を確認できる書類）

(2) 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップ対象者が、パートナーシップに係る届出をした者の一方又は双方と生計を一にしていることが確認できる書類（ファミリーシップに係る届出を行う場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の届出書は、パートナーシップ又はファミリーシップを形成する者の全てが署名し、パートナーシップを形成する2人が揃って職員の面前において市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、届出をしようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

4 市長は、第1項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、運転免許証、旅券その他の市長が適当と認める書類の提示を求めるものとする。

5 前項の規定は、第6条の規定による申請並びに第7条及び第8条の規定による届出について準用する。

（受理証明書等又は受付票の交付）

第5条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、その内容を審査し、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、新座市パートナーシッ

プ・ファミリーシップ届出受理証明書及び新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）に届出書の写しを添えて、これらを届出者に交付するものとする。ただし、届出者が第3条第1項第2号イ又はウに該当するときは、受理証明書等に代えて、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票（次項及び第7条第1項において「受付票」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、受付票の交付を受けた者について、第3条第1項第2号アに該当することとなり、かつ、第7条の規定による届出があったときは、当該者に受理証明書等を交付するものとする。ただし、同条の規定による届出が市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（受理証明書等の再交付）

第6条 受理証明書等の交付を受けた者は、紛失、毀損等の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、再交付することが適当と認めるときは、受理証明書等を再交付するものとする。

（届出内容の変更）

第7条 受理証明書等の交付を受けた者又は受付票の交付を受けた者は、届出書に記載した事項に変更があったとき（次条各号に該当する場合を除く。）は、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、受理証明書等の記載事項を変更する必要があると認めるときは、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付するものとする。

- 3 前項の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、変更前の受理証明書等を速やかに市長に返還しなければならない。

（受理証明書等の返還）

第8条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 受理証明書等の交付を受けた者の一方が死亡したとき。
- (3) 受理証明書等の交付を受けた者の一方が受理証明書等の返還を希望するとき。
- (4) 第3条第1項各号（同項第2号イ及びウを除く。）に掲げる要件に該当しなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により受理証明

書等の交付を受けた者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。) 。

(届出の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、届出を無効とする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 届出書その他提出書類等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていないとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により受理証明書等の交付を受けた者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。) 。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正な手段により受理証明書等の交付を受けたこと又は受理証明書等を不正に使用したことが判明した場合であって、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により無効とした届出に係る受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。) を公表することができる。

3 第1項の規定により届出が無効とされたときは、受理証明書等の交付を受けた者は、受理証明書等を返還しなければならない。

(通称の使用)

第10条 届出その他この告示に基づく手続においては、戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。次項において同じ。) を使用することができる。

2 前項の規定により通称を使用するときは、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(配慮事項)

第11条 職員は、届出に係る事務の執行に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、届出の当事者に十分配慮するものとする。

(周知等)

第12条 市長は、届出の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の届出に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。